

東浦町民営化に関するサウンディング型市場調査

〈質問に対する回答〉

質問項目	質問内容	回答内容
民営化後の施設の役割および保育機能に関する考え方について	民営化後の運営にあたり、町として特に重視したい施設の役割や保育機能（例：年齢構成、特別保育、地域子育て支援との関係等）について、現時点での考え方があればご教示ください。	<p>現時点で、民営化後の保育園運営にあたり重視したい役割として、保育の質の維持・向上と安全管理、多様な保育ニーズへの対応です。特に多様化する保育ニーズに対応するため、保護者の選択肢を増やすことが重要であると考えています。</p> <p>具体的には、以下の点を重点と考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳児の受皿確保 ・ 医療的ケア児の受入れ ・ 一時保育の実施 ・ 早朝・延長保育の実施 ・ 祝日保育の実施 ・ 地域との交流事業(園庭開放など) ・ 誰でも通園制度の実施 ・ 保育時間中の習い事の実施
改修・更新・建築費用の負担区分について	改修・更新・費用について、初期整備・中長期更新・突発修繕それぞれにおける町と法人の基本的な負担区分の考え方を示してください。	<p>初期整備について</p> <p>既存園の民営化については、建物は無償譲渡、土地は無償貸付する形式を採用する予定です。そのため、現時点では譲渡後建物の初期整備については、譲渡を受けた法人様にてご負担いただきます。町としては、譲渡前に必要な基礎情報（現状の施設の詳細や修繕履歴等）を提供し、円滑な整備に向けたサポートを行います。</p> <p>中長期更新について</p> <p>施設の譲渡後は管理・更新に関する責任は法人様に帰属する形となります。従って、現時点では、建物・設備の中長期的な耐久性や更新プランについては法人様の判断と計画のもとで進めていただくことを基本的な考えとします。</p> <p>突発修繕について</p> <p>譲渡後については、仮に突発的な修繕が必要であっても、法人様にてご対応いただくこと</p>

		を基本としております。また、修繕対応が困難な場合には町と法人が連携し、運営の継続性を確保するための協議を行うことは可能ですが、費用負担については基本的に法人様にてご対応いただくことが前提となります。
定員変更および施設種別変更の裁量範囲について	定員数や年齢構成の変更、施設種別（保育園・認定こども園等）の変更について、法人が提案可能な範囲および町の承認基準をお示しください。	<p>定員数や年齢構成の変更について</p> <p>既存園の規模や地域における保育需要を踏まえ、施設の定員数や年齢構成については、現時点では原則として現在の定員数・年齢構成を維持することを基本的な考えといたします。</p> <p>例えば、事業者様による建替えを行った場合であっても、変更後の定員数・年齢構成が地域ニーズを満たし、既存園の規模を活かした運営となるようご設定いただく必要があります。町としては地域住民への影響を最小限にすることを重視しており、承認基準についてもその点を審査いたします。</p> <p>施設種別の変更について</p> <p>現在の施設種別（保育園）から認定こども園への変更を含む提案は可能です。ただし、その場合も地域の保育需要および保育サービスの継続性が担保されることが前提条件となります。提案された施設種別の変更が地域住民のニーズを満たし、保育の安定提供を実現するものであると町が判断した場合に承認する流れとなります。</p>
職員引継ぎ時の処遇等について	現職員の引継ぎに関し、給与水準・退職金制度・処遇差等への対応について、町の基本的な考え方をお示しください。	<p>職員の引継ぎについて</p> <p>民間移管後は、正規保育士については、引き続き他の町立保育園に配属する予定です。会計年度任用職員については、民間事業者様と協議し、引継ぎする必要があると考えています。また、円滑な移行を実現するため、正規保育士を一定期間派遣する引継保育を実施する予定です。具体的な引継ぎ期間については、新事業者様と協議し決定します。</p> <p>給与水準に関しては、民営化後は民間事業者様の運営方針・給与規定に準じる形となります。町としては、事業者様に対して職員の適切な処遇をお願いするとともに、保育士の確</p>

		保や保育の質が確保される水準となるようご配慮いただければと考えております。
建築費高騰への対応について	建築費や資材費の高騰により当初計画に変更が生じた場合の、事業計画見直しや条件再調整の可能性について町の考え方を示してください。	実施要領に記載のとおり、2028年に民営化を目指しているため、2028年に民営化できることが原則となります。ただし、事業者選定後、大規模災害等により、計画の見直しが必要な場合は、事業者様の状況、国庫補助金の申請状況を踏まえ、計画の変更等を認める可能性はあります。なお、建築費高騰については、業者選定に参加していただく時点で、近年の建築費の上昇率を見込んだ上で、ご参加いただくべきと考えています。
送迎支援の考え方について	統合により通園距離が変化する場合、送迎支援の必要性や費用負担に関する町の基本的な考え方を示してください。	本町は、約31k㎡とコンパクトな町であり、また各保育所は、登園、降園時間が分散しているため、性質上、送迎バス等の送迎支援は、必要ないと考えています。一方、認定こども園の1号認定児においては、登降園時間が一定であるため、送迎支援の実施を検討する必要もあると考えますが、町としては、送迎支援の実施は、民間事業者様でご判断していただくものであると考えています。民間事業者様には、地域の保育ニーズや保護者様の負担を十分に考慮しつつ、適切にご対応いただくことを期待しております。 なお、費用負担については、町が単独で支援することは考えていません。